



宮 崎 県 公 報

平成24年 3 月 29 日 (木曜日) 第 2374 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (財政課) 1	頁
○西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (“) 1	
○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 1	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 4	
○狩猟期間の延長 (2 件) …………… (自然環境課) 4	
○禁止された猟法の一部解除…………… (“) 5	
○狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除…………… (“) 5	
○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 5	
○農業振興地域の指定の一部改正及び変更…………… (農村計画課) 5	
○牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生予 防のための検査の実施…………… (畜産課) 5	
○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 6	
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 7	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (“) 7	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 8	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 8	
○都市計画の変更 (5 件) …………… (都市計画課) 9	

○都市計画事業の変更の認可 (2 件) …………… (都市計画課) 9	
○県が施行する市町村公共下水道工事の完了…………… (“) 10	
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務 所の名称及び所在地の変更について…………… (建築住宅課) 10	

訓 令

○宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令…………… (総合政策課) 10	
○宮崎県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する 訓令…………… (秘書広報課) 12	
○宮崎県行政情報総合調整規程の一部を改正する 訓令…………… (情報政策課) 13	
○文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 14	
○宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 14	
○宮崎県環境保全行政総合調整規程の一部を改正 する訓令…………… (環境森林課) 15	

公 告

○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (中山間・地域課) 15	
○鳥獣保護事業計画の公表…………… (自然環境課) 15	
○特定鳥獣保護管理計画の公表…………… (“) 15	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 15	
○知事が行う都市計画事業の変更の公告 (5 件) (都市計画課) 16	

告 示

宮崎県告示第 236号

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の 6 の規定に基づき、その例によることとされる同法第 252条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第 6 条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

- この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- この規約による変更後の規約 (以下「変更後の規約」という。) 第 8 条第 1 項の規定により平成25年 3 月 31 日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第 8 条第 2 項の規定

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年 3 月 29 日

にかかわらず、同日までとする。

宮崎県告示第 237号

熊本市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の 6 の規定に基づき、その例によることとされる同法第 252条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加え、これに伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。

第 6 条中「委員二十一人」を「委員二十二人」に改める。

第 17 条第 2 項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県告示第 238号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 5 条関係）		別表第 1（第 5 条関係）	
部 及 び 室	班	部 及 び 室	班
[略]		[略]	
県民政策対策室	[略]	総合政策対策室	[略]
[略]		[略]	
環境森林対策室	[略] 森林整備班 [略]	環境森林対策室	[略] 森林経営班 [略]
[略]		[略]	
農政水産対策室	[略] 農産園芸班 畜産班 [略] 漁港漁場整備班	農政水産対策室	[略] 農産園芸班 [略] 漁村振興班 畜産・口蹄疫復興対策班
[略]		[略]	
企業対策室	企業総務班 [略]	企業局対策室	企業局総務班 [略]
病院対策室	[略]	県立病院対策室	[略]
文教対策室	[略] 学校政策班 全国高等学校総合文化祭推進班 [略]	文教対策室	[略] 学校政策班 [略]
[略]		[略]	
別表第 2（第 5 条関係）		別表第 2（第 5 条関係）	
総合対策部長	危機管理局長	総合対策部長	危機管理統括監
県民政策対策室長	県民政策部長	総合政策対策室長	総合政策部長
[略]		[略]	
企業対策室長	[略]	企業局対策室長	[略]
病院対策室長	[略]	県立病院対策室長	[略]
[略]		[略]	
総合対策部副部長	危機管理課長	総合対策部副部長	危機管理局次長
県民政策対策室副室長	県民政策部次長	総合政策対策室副室長	総合政策部次長
[略]		[略]	
企業対策室副室長	[略]	企業局対策室副室長	[略]
病院対策室副室長	[略]	県立病院対策室副室長	[略]
[略]		[略]	
森林整備班長	森林整備課長	森林経営班長	森林経営課長
[略]		[略]	
農産園芸班長	[略]	農産園芸班長	[略]
畜産班長	畜産課長	[略]	
[略]		[略]	
漁港漁場整備班長	漁港漁場整備課長	漁村振興班長	漁村振興課長
[略]		畜産・口蹄疫復興対策班	畜産・口蹄疫復興対策局長
[略]		[略]	
企業総務班長	[略]	企業局総務班長	[略]
[略]		[略]	
学校政策班長	[略]	学校政策班長	[略]

全国高等学校総合文化祭推進 班長 [略]	全国高等学校総合文化祭推進 室長
----------------------------	---------------------

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
県民政策 対策室	総合政策 班	1 県民政策対策室内の連絡調整に すること。 2～4 [略] 5 土地利用対策の総合調整に 関すること。
	[略]	
	中山間・ 地域政策 班	1 総合対策部及び他班への応援に 関すること。
[略]		
	情報政策 班	1 共用コンピューターの各システム 及び県庁 LAN の復旧に 関すること。 2・3 [略]
[略]		
環境森林 対策室	環境森林 班	1・2 [略]
	[略]	
	森林整備 班	1・2 [略] 3 県有林の災害対策及び被害調査に 関すること。 4 災害用県有林の払下げに 関すること。
[略]		
農政水産 対策室	[略]	
	農産園芸 班	[略]
	畜産班	1 家畜、畜産施設及び飼料作物の災 害対策及び被害調査に 関すること。
[略]		
	漁港漁場 整備班	[略]
[略]		
企業対策 室	企業総務 班	1 企業対策室内の連絡調整に 関すること。 2・3 [略]
	[略]	
病院対策 室	[略]	
文教対策	[略]	

[略]

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]		
総合政策 対策室	総合政策 班	1 総合政策対策室内の連絡調整に 関すること。 2～4 [略]
	[略]	
	中山間・ 地域政策 班	1 土地利用対策の総合調整に 関すること。
[略]		
	情報政策 班	1 県庁 LAN の復旧に 関すること。 2・3 [略]
[略]		
環境森林 対策室	環境森林 班	1・2 [略] 3 県有林の災害対策及び被害調査に 関すること。 4 災害用県有林の払下げに 関すること。
	[略]	
	森林経営 班	1・2 [略]
[略]		
農政水産 対策室	[略]	
	農産園芸 班	[略]
	[略]	
	漁村振興 班	[略]
	畜産・口 蹄疫復興 対策班	1 家畜、畜産施設及び飼料作物の災 害対策及び被害調査に 関すること。
[略]		
企業局対 策室	企業局総 務班	1 企業局対策室内の連絡調整に 関すること。 2・3 [略]
	[略]	
県立病院 対策室	[略]	
文教対策	[略]	

室	学校政策 班	[略]	室	学校政策 班	[略]
	全国高等 学校総合 文化祭推 進班	1 総合対策部及び他班への応援に関 すること。		[略]	
	[略]	[略]			
[略]			[略]		

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 239号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-56	映画	セクシー変化 たまらない生尻	渡辺（元）組 <オーピー映画>	平成24年3 月15日
23 -57	映画	抱きたい人妻 こすれる感触	吉行組 <オーピー映画>	
23 -58	映画	感じる若妻の甘い蜜	田中組 <オーピー映画>	
23 -59	映画	「ドラゴン・タトゥーの女」無修正R18+バージョン (原題) THE GIRL WITH THE DRAGON TATTOO	ソニー・ピクチャーズ (アメリカ、スウェーデン、イギリス、ドイツ)	
23 -60	映画	美少女キラーK (原題) NASTY CAT KILLER	エスピーオー (韓国)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 240号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣
イノシシ
- 2 狩猟期間を延長する区域
県内全域
- 3 延長する狩猟期間
毎年11月15日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 241号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 狩猟期間を延長する鳥獣
ニホンジカ
- 2 狩猟期間を延長する区域
延岡市北浦町古江に所在する宮崎県と大分県との境界線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を南に進み高鍋町と川南町の境界線の交点に至り、同所から同境界線を西に進み高鍋町、木城町及び川南町の境界線の交点に至り、同所から高鍋町と木城町との境界線を南西に進み西都市、高鍋町及び木城町の境界線の交点に至り、同所から西都市と高鍋町との境界線を南に進み西都市、高鍋町及び新富町の境界線の交点に至り、同所から西都市と新富町との境界線を南に進み宮崎市、西都市及び新富町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と西都市との境界線を北西に進み宮崎市、西都市及び国富町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と国富町との境界線を南に進み宮崎市、国富町及び綾町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と綾町との境界線を西に進み宮崎市、小林市及び綾町の境界線の交点に至り、同所から宮崎市と小林市との境界線を南に進み宮崎市、都城市及び小林市の境界線の交点に至り、同所から都城市と小林市との境界線を西に進み

都城市、高原町及び小林市の境界線の交点に至り、同 所から都城市と高原町との境界線を南西に進み旧都城市、旧山田町及び高原町の境界線の交点に至り、同所から旧都城市と旧山田町との境界線を南に進み旧都城市、旧山田町及び旧高崎町の境界線の交点に至り、同所から旧都城市と旧高崎町との境界線を東に進み大淀川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南西に進み宮崎県と鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北西に進み宮崎県、熊本県及び鹿児島県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県と熊本県との境界線を北に進み宮崎県、熊本県及び大分県の境界線の交点に至り、同所から宮崎県と大分県との境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 延長する狩猟期間
毎年11月15日から翌年3月15日まで
- 4 延長する狩猟期間を適用する期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 242号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定により禁止された猟法の一部を解除する。
平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 禁止された猟法の一部を解除する鳥獣
イノシシ及びニホンジカ
- 2 禁止された猟法の一部を解除する区域
県内全域
- 3 禁止された猟法のうち一部を解除する猟法
くくりわな（輪の直径が12cmを超えるもの）
- 4 禁止された猟法の一部を解除する期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 243号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。
平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 捕獲等の数の制限を解除する狩猟鳥獣
ニホンジカ
- 2 捕獲等の数の制限を解除する区域
県内全域
- 3 捕獲等の数の制限の解除の内容

- 1人1日当たりの捕獲等の数を1頭から制限なしとする。
- 4 捕獲等の数の制限を解除する期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 244号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。
平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1286	日高京子 宮崎市田野町2069番地5	採取	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	日高京子 宮崎市田野町2069番地5

宮崎県告示第 245号

農業振興地域の指定（昭和46年宮崎県告示第1128号の2）の一部を次のように改正し、同告示で指定した宮崎市及び日向市の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び関係市の区域を所管区域とする農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

表日向市の項区域の欄を次のように改める。

日向市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の市街化区域及び大規模な森林で一体として農業の振興を図ることが困難な地域を除いた次の図面で示す地域とする。

宮崎県告示第 246号

牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。
平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛	ツベルクリン皮内反応		

		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛		
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	牛白血病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
	ブルータング			
	アカバネ病			
	チュウザン病			
	アイノウイルス感染症			
	イバラキ病			
	牛流行熱			
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満24月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査	
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査	
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	馬バラチフス		一般臨床検査及び細菌検査	
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及びウイルス検査	
豚	豚コレラ	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査	
	オーエスキー病			
	伝染性胃腸炎			
	豚繁殖・呼吸障害症候群			
	豚流行性下痢			
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	低病原性鳥インフルエンザ			
	ニューカッスル病			
	家きんサルモネラ感染症			
	鶏マイコプラズマ病			一般臨床検査及びウイルス分離、抗体検査
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査	

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 247号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第 515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(談合その他不正行為による発注者の解除権) 第46条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(3) [略] (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。 2 [略]	(談合その他不正行為による発注者の解除権) 第46条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(3) [略] (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。 2 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成24年3月29日から平成24年4月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字兎ヶ鼻11538番1地先から同市同町上田島字樋之口12番5地先まで	11.7～89.0	2214.0

宮崎県告示第 249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月29日から平成24年4月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道218号	西臼杵郡日之影町大字七折字末市13990番1地先から同郡同町同大字字平底1	旧	10.0～79.0	7653.0
				新	10.0～79.0	7653.0
					10.3～	3203.0

			2220番3地先まで		271.2	
--	--	--	------------	--	-------	--

宮崎県告示第 250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月29日から平成24年4月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道447号	えびの市大字内堅字大河平947番365地先から同市同大字同字946番408地先まで	旧	5.9～41.2	449.0
				新	14.3～64.5	449.0

宮崎県告示第 251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月29日から平成24年4月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
352	県道	野首麓線	宮崎市大字糸原字上蘭3435番地先から同市同	旧	9.0～13.8	160.4
				新	12.7～	160.4

		大字同字34 28番1地先 まで		23.6	
		宮崎市大字 系原字上蘆 3420番1地 先から同市 同大字同字 3409番1地 先まで	旧	8.7 ~ 16.6	87.4
			新	13.0~ 17.9	87.4

宮崎県告示第 252号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月29日から平成24年 4 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字吉牟 田4573番 3 地先から同 郡同町同大 字同字4576 番10地先ま で	旧	19.5~ 31.5	75.2
				新	19.5~ 35.5	75.2

宮崎県告示第 253号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月29日から平成24年 4 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内壺字大 河平 947番 365地先か ら同市同大 字同字 946 番 408地先 まで	平成24年 3 月29日

宮崎県告示第 254号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月29日から平成24年 4 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字吉牟 田4573番 3 地先から同 郡同町同大 字同字4576 番10地先ま で	平成24年 3 月29日

宮崎県告示第 255号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 夏木 2 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1号から 5号までを順次結んだ線及び標柱 1号と 5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	小林市須木鳥田町字岩野2792- 1
2	” ” ” ” 2791- 45
3	” ” ” ” 2791- 47
4	” ” ” ” 2791- 114
5	” ” ” ” 2792- 2 地先道路敷

2 永久津- 1 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1号から24号までを順次結んだ線及び標柱 1号と24号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	小林市北西方字水流4616- 1
2	” ” ” ” 4614- 2
3	” ” ” ” 4614- 1
4	” ” ” ” 4596- 3
5	” ” ” ” 4696- 4
6	” ” ” ” 4573
7	” ” ” ” 4573

8	〃	〃	〃	4570-1
9	〃	〃	〃	4570-1
10	〃	〃	〃	4569-1
11	〃	〃	〃	4564-1
12	〃	〃	〃	4564-1
13	〃	〃	〃	4563
14	〃	〃	〃	4566
15	〃	〃	〃	4570-1
16	〃	〃	〃	4603-4
17	〃	〃	〃	4602-1
18	〃	〃	〃	4601
19	〃	〃	〃	4696-4
20	〃	〃	〃	4596-2
21	〃	〃	〃	4596-1
22	〃	〃	〃	4613-4
23	〃	〃	〃	4615
24	〃	〃	〃	4615

宮崎県告示第 256号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎土木事務所及び高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所建設課及び国富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
宮崎広域都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 257号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎土木事務所及び高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所建設課及び国富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
宮崎市大字本郷北方字柳箆及び鶴戸尾の各一部
宮崎市清武町加納字池田、字黒岩及び字菰迫の各一部
宮崎市清武町池田台北の一部

宮崎県告示第 258号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、延岡土木事務所及び日向土木事務所並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部まちづくり政策課及び門川町環境建設課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
日向延岡新産業都市計画に係る土地の区域

宮崎県告示第 259号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、延岡土木事務所及び日向土木事務所並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部まちづくり政策課及び門川町環境建設課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
日向市大字財光寺字中ノ丸及び字南屋敷の各一部

宮崎県告示第 260号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画 土地区画整理事業の変更
財光寺南土地区画整理事業
- 2 都市計画を変更した土地の区域
<追加する区域>
日向市大字財光寺字中ノ丸及び字南屋敷の各一部
<削除する区域>
なし

宮崎県告示第 261号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 262号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画下水道事業 日向公共下水道
 3 事業施行期間
 昭和49年12月10日から平成28年3月31日まで
 4 事業地
 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 平成21年宮崎県告示第 262号の事業地から、大字財光寺字菜切から字長江までの区間内を削除する。

宮崎県告示第 262号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 529号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
延岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画下水道事業 延岡公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 263号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第 1 項の規定により、県が施行する市町村公共下水道工事を次のとおり完了した。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 公共下水道の名称
日南市特定環境保全公共下水道
- 2 工事の内容及び工事の区域又は区間
 (1) 終末処理場建設 日南市北郷町郷之原字新宮前
 (2) 幹線管渠建設 日南市北郷町郷之原字山澄上から字正月作まで
- 3 工事の完了の日
平成24年 3 月26日

宮崎県告示第 264号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 5 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出者の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿 2 丁目 1 番 2 号 白鳥ビル 2 階
株式会社建築構造センター池袋事務所	東京都豊島区西池袋 5 丁目 1 番 6 号 第 2 矢島ビル 5 階 B
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ 4 階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番 5 号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸 2 丁目10番39号 日総第 5 ビル 3 階
株式会社建築構造センター愛知事務所	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目17番13号 名興中駒ビル 9 階
株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町 6 番地
株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町 7 丁目13番13 ミツネビルディング 604号室
株式会社建築構造センター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央 1 丁目 9 番38号 カーニープレイス佐賀 704号室
株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町 6 番33号 高木ビル 501号
株式会社建築構造センター宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町 5 番10号 ミネックス川原 8 階
株式会社建築構造センター南九州事務所	鹿児島県鹿児島市中央町 9 番10号 創夢第一ビル 4 階
株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル 308号室

- 3 変更しようとする年月日
平成24年 4 月 1 日

訓 令

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
 平成24年 3 月29日

訓令第 4 号

本 庁
各出先機関

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令

宮崎県庁議設置規程（平成19年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(構成員)</p> <p>第 4 条 庁議は、知事が招集し、<u>副知事、各部の長及び会計管理者</u>をもって構成する。</p>	<p>(構成員)</p> <p>第 4 条 庁議は、知事が招集し、次の表で定める者のほか、知事が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局等名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>部長 危機管理統括監</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>環境森林部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>商工観光労働部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>農政水産部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理局</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>本部長</td> </tr> </tbody> </table>	部局等名	職名		知事		副知事	総合政策部	部長	総務部	部長 危機管理統括監	福祉保健部	部長	環境森林部	部長	商工観光労働部	部長	農政水産部	部長	県土整備部	部長	会計管理局	会計管理者	教育庁	教育長	企業局	局長	病院局	局長	警察本部	本部長
部局等名	職名																														
	知事																														
	副知事																														
総合政策部	部長																														
総務部	部長 危機管理統括監																														
福祉保健部	部長																														
環境森林部	部長																														
商工観光労働部	部長																														
農政水産部	部長																														
県土整備部	部長																														
会計管理局	会計管理者																														
教育庁	教育長																														
企業局	局長																														
病院局	局長																														
警察本部	本部長																														
<p>2 知事は、必要があると認めるときは、<u>構成員以外の者を庁議に出席させることができる。</u></p> <p>(庁議の開催等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 庁議の進行は、<u>県民政策部長</u>が当たるものとする。</p> <p>(付議事案の提出)</p> <p>第 6 条 構成員は、庁議に付議すべき事案があるときは、当該事案の要旨及び資料を庁議開催日の 5 日前までに、<u>県民政策部長</u>に提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>県民政策部長</u>は、提出のあった付議事案を整理の上、次条の庁議次長会を経て庁議に提出しなければならない。</p> <p>(庁議次長会)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 庁議次長会は、<u>県民政策部長</u>主宰のもとに、<u>各部の連絡調整課の事務を担当する次長及び会計管理局次長</u>をもって構成する。ただし、<u>県民政策部長</u>が必要あるものと認めるときは、<u>庁議に付議する事案に係る事務を担当する次長</u>を構成員とすることができる。</p>	<p>(庁議の開催等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 庁議の進行は、<u>総合政策部長</u>が当たるものとする。</p> <p>(付議事案の提出)</p> <p>第 6 条 構成員は、庁議に付議すべき事案があるときは、当該事案の要旨及び資料を庁議開催日の 5 日前までに、<u>総合政策部長</u>に提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>総合政策部長</u>は、提出のあった付議事案を整理の上、次条の庁議次長会を経て庁議に提出しなければならない。</p> <p>(庁議次長会)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 庁議次長会は、<u>総合政策部長</u>主宰のもとに、<u>次の表で定める者のほか、総合政策部長</u>が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局等名</th> <th>役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>次長 危機管理局次長</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>環境森林部</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>商工観光労働部</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>農政水産部</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>会計管理局</td> <td>次長</td> </tr> </tbody> </table>	部局等名	役職	総合政策部	部長	総合政策部	次長	総務部	次長 危機管理局次長	福祉保健部	次長	環境森林部	次長	商工観光労働部	次長	農政水産部	次長	県土整備部	次長	会計管理局	次長										
部局等名	役職																														
総合政策部	部長																														
総合政策部	次長																														
総務部	次長 危機管理局次長																														
福祉保健部	次長																														
環境森林部	次長																														
商工観光労働部	次長																														
農政水産部	次長																														
県土整備部	次長																														
会計管理局	次長																														

教育庁	次長
企業局	総務課長
病院局	次長
警察本部	警務部統括官

3 県民政策部長は、必要があると認めるときは、庁議に付議する事案に関係ある課長その他の職員の出席を求めることができる。

（庶務）

第 9 条 庁議の庶務は、県民政策部総合政策課において処理する。

（庶務）

第 9 条 庁議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊副

訓令第 5 号

本 庁
各出先機関

宮崎県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮崎県広報広聴事務取扱規程（平成19年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（課等の長の責務）</p> <p>第 3 条 本庁各課（局を含む。以下同じ。）及び各出先機関（以下「課等」という。）の長は、<u>県民政策部秘書広報課長</u>（以下「<u>秘書広報課長</u>」という。）と連携を図りながら、当該課等における広報広聴事務が円滑かつ適正に行われるよう努めるものとする。</p> <p>（広報企画会議）</p> <p>第 5 条 県民政策部長は、広報広聴事務の連携及び調整を図るため、必要に応じて広報企画会議を開催することができる。</p> <p>（広報企画主任）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 秘書広報課長は、各部局間の広報広聴事務の連携及び調整を図るため、必要に応じて広報企画主任会議を開催することができる。</p> <p>（広報媒体の利用等）</p> <p>第 7 条 課等の長は、<u>秘書広報課</u>の分掌する次に掲げる広報媒体を利用しようとするときは、<u>秘書広報課長</u>に依頼の後、その旨を、本庁各課の長にあっては当該課の属する部局の広報企画員に、各地方連絡協議会を構成する出先機関の長にあっては当該出先機関の属する地方連絡協議会の広報企画員に報告するものとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 課等の長は、当該課等の分掌する事務について、報道機関に発表又は資料の提供をしようとするときは、本庁各課の長にあっては当該課の属する部局の広報企画員及び広報企画主任に、各地方連絡協議会を構成する出先機関の長にあっては当該出先機関の属する地方連絡協議会の広報企画員及び広報企画主任の決裁を経た上で、<u>秘書広報課</u>を通じて行うものとする。</p> <p>3 課等の長は、パンフレット、リーフレット等広報を目的とする印刷物を刊行したときは、当該印刷物を<u>秘書広報課長</u>に2部送付するとともに、本庁各課の長にあっては当該課の属する部局の広報企画員に、各地方連絡協議会を構成する出先機関の長にあって</p>	<p>（課等の長の責務）</p> <p>第 3 条 本庁各課（局を含む。以下同じ。）及び各出先機関（以下「課等」という。）の長は、<u>総合政策部秘書広報課広報戦略室長</u>（以下「<u>広報戦略室長</u>」という。）と連携を図りながら、当該課等における広報広聴事務が円滑かつ適正に行われるよう努めるものとする。</p> <p>（広報企画会議）</p> <p>第 5 条 <u>総合政策部長</u>は、広報広聴事務の連携及び調整を図るため、必要に応じて広報企画会議を開催することができる。</p> <p>（広報企画主任）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>広報戦略室長</u>は、各部局間の広報広聴事務の連携及び調整を図るため、必要に応じて広報企画主任会議を開催することができる。</p> <p>（広報媒体の利用等）</p> <p>第 7 条 課等の長は、<u>秘書広報課広報戦略室</u>の分掌する次に掲げる広報媒体を利用しようとするときは、<u>広報戦略室長</u>に依頼の後、その旨を、本庁各課の長にあっては当該課の属する部局の広報企画員に、各地方連絡協議会を構成する出先機関の長にあっては当該出先機関の属する地方連絡協議会の広報企画員に報告するものとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 課等の長は、当該課等の分掌する事務について、報道機関に発表又は資料の提供をしようとするときは、本庁各課の長にあっては当該課の属する部局の広報企画員及び広報企画主任に、各地方連絡協議会を構成する出先機関の長にあっては当該出先機関の属する地方連絡協議会の広報企画員及び広報企画主任の決裁を経た上で、<u>秘書広報課広報戦略室</u>を通じて行うものとする。</p> <p>3 課等の長は、パンフレット、リーフレット等広報を目的とする印刷物を刊行したときは、当該印刷物を<u>広報戦略室長</u>に2部送付するとともに、本庁各課の長にあっては当該課の属する部局の広報企画員に、各地方連絡協議会を構成する出先機関の長にあって</p>

は当該出先機関の属する地方連絡協議会の広報企画員に1部送付するものとする。

(広報広聴計画)

第8条 各部署の長は、その所管する事務について、各年度の広報広聴計画書(以下「各部広報計画書」という。)を作成し、県民政策部長に提出するものとする。

2 県民政策部長は、前項の規定により提出された各部広報計画書により各年度の広報広聴全体計画書を作成し、各部署の長へ送付するものとする。

3 [略]

4 各部署の広報企画員は、当該部署の事務について、月間及び週間の行事計画書を作成し、月間の行事計画書については当該月の前月の15日まで、週間の行事計画書については当該週の前週の木曜日までに、秘書広報課長へ送付するものとする。

5 秘書広報課長は、前項の規定により送付された月間及び週間の行事計画書により月間及び週間の行事計画書を作成し、月間の行事計画書については課等の長に、週間の行事計画書については本庁各課の長に送付するものとする。

(県民の意見等の処理)

第9条 秘書広報課長は、県民から県政に対する意見、要望等(以下「意見等」という。)があったときは、その内容を検討し、当該意見等に係る事務を分掌する部署の長に連絡するものとする。

2 [略]

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、広報広聴事務の円滑かつ適正な処理に関し必要な事項は、県民政策部長が定める。

は当該出先機関の属する地方連絡協議会の広報企画員に1部送付するものとする。

(広報広聴計画)

第8条 各部署の長は、その所管する事務について、各年度の広報広聴計画書(以下「各部広報計画書」という。)を作成し、総合政策部長に提出するものとする。

2 総合政策部長は、前項の規定により提出された各部広報計画書により各年度の広報広聴全体計画書を作成し、各部署の長へ送付するものとする。

3 [略]

4 各部署の広報企画員は、当該部署の事務について、月間及び週間の行事計画書を作成し、月間の行事計画書については当該月の前月の15日まで、週間の行事計画書については当該週の前週の木曜日までに、広報戦略室長へ送付するものとする。

5 広報戦略室長は、前項の規定により送付された月間及び週間の行事計画書により月間及び週間の行事計画書を作成し、月間の行事計画書については課等の長に、週間の行事計画書については本庁各課の長に送付するものとする。

(県民の意見等の処理)

第9条 広報戦略室長は、県民から県政に対する意見、要望等(以下「意見等」という。)があったときは、その内容を検討し、当該意見等に係る事務を分掌する部署の長に連絡するものとする。

2 [略]

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、広報広聴事務の円滑かつ適正な処理に関し必要な事項は、総合政策部長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第6号

本 庁
各出先機関

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県行政情報化総合調整規程(平成19年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) システム基盤 <u>汎用コンピュータ</u> 、パーソナルコンピュータ、サーバ、オンライン端末機器その他のコンピュータネットワークを構成するために必要な通信装置等を総称していう。	(2) システム基盤 パーソナルコンピュータ、サーバ、オンライン端末機器その他のコンピュータネットワークを構成するために必要な通信装置等を総称していう。
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
(5) データ 行政情報処理に係る入出力帳票又は <u>フロッピィディスク</u> 、磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に保存されている情報をいう。	(5) データ 行政情報処理に係る入出力帳票又は磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に保存されている情報をいう。
(6)~(8) [略]	(6)~(8) [略]
(総合調整)	(総合調整)
第4条 <u>県民政策部長</u> は、行政情報化の推進について、総合的な調整を行うものとする。この場合において、 <u>県民政策部長</u> は、必要	第4条 <u>総合政策部長</u> は、行政情報化の推進について、総合的な調整を行うものとする。この場合において、 <u>総合政策部長</u> は、必要

<p>があると認めるときは、部等の長に対し、所要の調査若しくは助言を行い、又は意見を求めることができる。</p> <p>2 県民政策部長は、行政情報化の計画的かつ効率的な推進を図るために、基本計画を策定するものとする。この場合において、<u>県民政策部長</u>は、必要があると認めるときは、部等の長に対し、所要の調査を行い、又は意見を求めることができる。</p> <p>(システム基盤の整備等の協議)</p> <p>第5条 部等の長は、その所掌する事務に係るシステム基盤の整備等を行おうとするときは、あらかじめ<u>県民政策部長</u>に協議しなければならない。ただし、軽微なシステム基盤の整備等を行おうとするときは、この限りでない。</p> <p>(システム基盤の整備等の完了報告)</p> <p>第6条 部等の長は、前条の規定により協議を行ったシステム基盤の整備等(運用及び維持管理に関するものを除く。)が完了したときは、速やかに<u>県民政策部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(著作権の保護)</p> <p>第9条 主務課の長は、プログラムに係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する権利をいう。)の保護を図るために必要な措置を執らなければならない。</p>	<p>があると認めるときは、部等の長に対し、所要の調査若しくは助言を行い、又は意見を求めることができる。</p> <p>2 <u>総合政策部長</u>は、行政情報化の計画的かつ効率的な推進を図るために、基本計画を策定するものとする。この場合において、<u>総合政策部長</u>は、必要があると認めるときは、部等の長に対し、所要の調査を行い、又は意見を求めることができる。</p> <p>(システム基盤の整備等の協議)</p> <p>第5条 部等の長は、その所掌する事務に係るシステム基盤の整備等を行おうとするときは、あらかじめ<u>総合政策部長</u>に協議しなければならない。ただし、軽微なシステム基盤の整備等を行おうとするときは、この限りでない。</p> <p>(システム基盤の整備等の完了報告)</p> <p>第6条 部等の長は、前条の規定により協議を行ったシステム基盤の整備等(運用及び維持管理に関するものを除く。)が完了したときは、速やかに<u>総合政策部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(著作権の保護)</p> <p>第9条 課等の長は、プログラムに係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する権利をいう。)の保護を図るために必要な措置を執らなければならない。</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第7号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程(平成2年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 部長 組織規則第263条第1項に規定する部長及び会計管理者をいう。</p> <p>(6)～(18) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 部長 組織規則第263条第1項に規定する部長及び<u>危機管理統括監並びに同条第3項に規定する</u>会計管理者をいう。</p> <p>(6)～(18) [略]</p>

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第8号

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程(平成元年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 審査員は、<u>県民政策部長</u>、総務部長、福祉保健部長、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長、県土整備部長及び会計</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 審査員は、<u>総合政策部長</u>、総務部長、福祉保健部長、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長、県土整備部長及び会計</p>

本 庁
各出先機関

管理者をもって充てる。

管理者をもって充てる。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県環境保全行政総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県環境保全行政総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県環境保全行政総合調整規程（平成19年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第5条関係） 県民政策部長 〔略〕	別表（第5条関係） 総合政策部長 〔略〕

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第746号）を平成24年3月19日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県県民政策部中山間・地域政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更の理由

計画図

- 農業地域として総合的に農業の振興を図る必要がなくなった地域が生じたため、農業地域を変更する。
- 森林地域として林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がなくなった地域が生じたため、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更の概要（面積は、計画図により計測したものである）

- 総括表 （単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変更面積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	—	—	—	88,747
農業地域	306,341	—	7	△7	306,334
森林地域	592,032	—	8	△8	592,024
自然公園 地 域	95,842	—	—	—	95,842

自然保全 地 域	192	—	—	—	192
計	1,083,154	—	15	△15	1,083,139
白地地域	6,542	3	—	3	6,545

(2) 変更内容の地域区分別概要 （単位：ヘクタール）

変更に係る 5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
農 業 地 域	宮 崎 市	—	7	△7
森 林 地 域	延 岡 市	—	8	△8

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を定めた。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画を定めた。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル三股店
北諸県郡三股町樺山4834-1 外26筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年11月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,251㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 240台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 70台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 (No.1) 224㎡
建物北西側 (No.2) 78㎡
合計 302㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北東側 (No.1) 37.32㎡
建物内北西側 (No.2) 6.90㎡
合計 44.22㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
敷地南西側 2箇所 (出入口2箇所)
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷捌施設 (No.1) 午前6時～午後10時
荷捌施設 (No.2) 24時間
- 8 届出年月日
平成24年 3 月12日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間

平成24年 3 月29日から平成24年 7 月30日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成24年 3 月29日から平成24年 7 月30日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第 1 項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・7号 中村木崎線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事業所の所在地及び名称
宮崎市橋通東1の9の10 宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第 1 項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・24号 木花通線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事業所の所在地及び名称
宮崎市橋通東1の9の10 宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第 1 項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画道路事業 3・5・57号 早鈴岳下通線
- 2 施行者の名称

宮崎県

3 事業所の所在地及び名称

都城市北原町24の21 宮崎県都城土木事務所

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画事業の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路事業 3・5・11号 富美山通線

2 施行者の名称

宮崎県

3 事業所の所在地及び名称

宮崎市愛宕町 2 の15 宮崎県延岡土木事務所

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成24年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画事業の種類及び名称

小林都市計画道路事業 3・4・8号 夷守線

3・5・20号 文化会館西通線

2 施行者の名称

宮崎県

3 事業所の所在地及び名称

小林市大字細野 367- 2 宮崎県小林土木事務所

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

--	--